

# 令和8年第2回安城市議会定例会陳情文書表

令和8年6月4日

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	令和8年4月30日
件 名	ごみステーション運用の見直しと「安城モデル」構築に関する陳情		
提 出 者			
付託委員会	産業建設常任委員会		
要 旨	<p><b>陳情の趣旨</b></p> <p>町内会の負担軽減と持続可能な運用の実現に向け、ごみステーション管理について、市が一定の関与を行う運用ガイドラインを策定し、それに基づく新たな運用(安城モデル)を確立することを陳情します。</p> <p><b>背景</b></p> <p>町内会管理のごみステーションでは、町内会未加入者(協議・負担協力のない者)によるルール違反のごみ出しが継続的に発生しています。</p> <p>車両からの投棄やカラスによる散乱が繰り返され、町内会が清掃対応を余儀なくされています。その結果、特定の住民に負担が集中する不公平な負担構造が生じています。特に地域の高齢化の中で、この負担は持続が困難な状況となりつつあります。</p> <p><b>課題</b></p> <p>ごみ資源循環課は、町内会未加入者(協議・負担協力のない者)による町内会管理のごみステーションの利用について、基本的に関与しない旨の説明を行っています。一方で、「町内会と協議のうえで利用すること」「氏名・住所が特定できる場合に限り指導を行うこと」「監視カメラの貸出」といった対応も示されています。しかしながら、これらの対応方針については、現実には対象者の特定が困難なケースが多く、実効性のある対応とはなっておらず、現場では対応不能な状態が継続しています。</p> <p><b>問題の核心</b></p> <p>現行の運用は町内会への依存度が高く、負担の偏りと不公平を招いています。特に、条例で定められた市民の協力義務に対する非協力者への具体的対応は、明確に定められていません。地域の高齢化の中で、現行体制は持続可能性に課題があり、市の関与を含めた制度的見直しが必要です。また、清掃負担の増大や苦情対応コストの増加の観点からも、公衆衛生および環境保全上の課題であると考えます。加えて、本件は一般廃棄物の処理責任を市が有していることから、収集体制の適正な維持は行政としての責務の範囲に含まれるものと考えます。</p>		

要 旨	<p><b>陳情事項</b> 運用ガイドラインの策定および「安城モデル」の確立・展開方針について</p> <p>町内会負担の軽減および持続可能な収集体制の構築を目的として、市が一定の関与（指導・基準設定・周知等）を行い、運用ガイドラインを策定し、それに基づく新たな運用（安城モデル）を構築すること。</p> <p>これらの実現に向け、以下の事項の実施を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ごみステーションの利用ルールおよび運用に関するガイドラインの策定 未加入者の利用可否・条件、違反時の対応手順等を含め、町内会・市民・市の役割分担を明確にすること。</li> <li>2 市民および町内会への周知および理解促進 策定したガイドラインに基づき、市が主体的に周知を行い、円滑な運用に向けた合意形成を図ること。</li> <li>3 適正排出の徹底に向けた取組の推進 意識啓発および具体的な対策を通じて、市のルール遵守の実効性を高めること。</li> <li>4 モデル的取組の実施および検証 先行的な取組を実施し、その効果を検証したうえで段階的な展開を図ること。</li> <li>5 具体的な実施スケジュールの提示 令和8年度中にガイドライン案を提示し、モデル事業として1～2地区で先行実施するなど、具体的なスケジュールを示すこと。</li> <li>6 持続可能な仕組み構築に向けた条件整備 本市は比較的安定した財政基盤を有しており、持続可能な仕組みの構築に取り組む条件が整っています。</li> </ol> <p>本件は市全体に波及し得る課題であるため、早期の制度整理について格別のご配慮をお願い申し上げます。</p>
--------	--